

## NPO法人の収益事業の判定

法人税法上の収益事業として定められている「物品販売業」に該当するかどうかの判定は、どのように行いますか。

以下のものを除いて、一般的な物品の販売はすべて含まれると考えられます。

- イ 自己の栽培等により取得した農産物等（農産物、畜産物、林産物又は水産物）を特定の集荷業者等に売り渡すだけの行為は、物品販売業に該当しない（法人税基本通達 15-1-9）。
- ロ 会員等に対して有償で物品の頒布を行っている場合であっても、当該物品の頒布が当該物品の用途、頒布価額等からみて専ら会員等からその事業規模等に応じて会費を徴収する手段として行われているものであると認められるときは、当該物品の頒布は、物品販売業に該当しない（法人税基本通達 15-1-9（注）3）。
- ハ 年 1、2 回程度開催されるバザーは、物品販売業に該当しないものとする（法人税基本通達 15-1-10（5））。

